

新宿区教育委員会会議録

平成27年第1回臨時会

平成27年1月23日

新宿区教育委員会

平成27年第1回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成27年1月23日(金)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 4時24分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	羽 原 清 雅	委員長職務代理者	松 尾 厚
委 員	今 野 雅 裕	委 員	菊 池 俊 之
委 員	古 笛 恵 子	教 育 長	酒 井 敏 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	中 澤 良 行	中 央 図 書 館 長	藤 牧 功 太 郎
教 育 調 整 課 長	木 城 正 雄	教 育 指 導 課 長	横 溝 宇 人
教 育 支 援 課 長	遠 山 竜 多	学 校 運 営 課 長	山 本 誠 一
統 括 指 導 主 事	早 川 隆 之	統 括 指 導 主 事	小 林 力
保 育 園 子 ども 課 長	月 橋 達 夫	子 ども ・ 子 育 て 支 援 新 制 度 担 当 副 参 事	加 藤 知 尚

書記

教 育 調 整 課 教 調 整 主 査	高 橋 美 香	教 育 調 整 課 教 管 理 係	高 橋 和 孝
---------------------	---------	-------------------	---------

議事日程

議案

- 日程第 1 第 2 号議案 新宿区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（案）
に関する意見について
- 日程第 2 第 3 号議案 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例（案）に関する意見
について
- 日程第 3 第 4 号議案 新宿区地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく新宿
区教育委員会の意見を聴くべき事務を定める規則（案）に関する
意見について
- 日程第 4 第 5 号議案 新宿区立幼稚園条例の一部改正について
- 日程第 5 第 6 号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
改正について
- 日程第 6 第 7 号議案 平成 26 年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断
について

◎ 開 会

○羽原委員長 ただいまから平成27年新宿区教育委員会第1回臨時会を開会いたします。

本日の会議には、菊池委員が間もなく到着されますが、定足数は満たしておりますので、始めさせていただきます。

本日の会議録の署名者は、菊池委員にお願いします。

◎ 第2号議案 新宿区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（案）に関する意見について

◎ 第3号議案 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第4号議案 新宿区地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく新宿区教育委員会の意見を聴くべき事務を定める規則（案）に関する意見について

◎ 第5号議案 新宿区立幼稚園条例の一部改正について

◎ 第6号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学級の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について

◎ 第7号議案 平成26年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について

○羽原委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第2号議案 新宿区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（案）に関する意見について」、「日程第2 第3号議案 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第3 第4号議案 新宿区地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく新宿区教育委員会の意見を聴くべき事務を定める規則（案）に関する意見について」、「日程第4 第5号議案 新宿区立幼稚園条例の一部改正について」、「日程第5 第6号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」、「日程第6 第7号議案 平成26年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断に

ついて」を議題といたします。

なお、本日は、第3号議案及び第4号議案に関連する子ども家庭部保育園子ども園課長と子ども・子育て支援新制度担当副参事に出席していただいております。

日程の進行につきましては、第2号議案から第6号議案までについて一括して説明を受け、審議した後、第7号議案についての説明を受け、審議するものといたします。

それでは、第2号議案から第6号議案までの説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第2号議案から第6号議案まで御説明をいたしますが、初めに、大要を御説明いたしますと、まず、第2号議案は、教育委員会制度改革に伴う法改正、地教行法の改正によって条文の番号が変更になったということで、規定を整備するものでございます。

また、3号議案から6号議案までについては、子ども・子育て関連三法施行に伴う関係例規の改正でございます。子ども・子育て関連三法は、社会保障・税一体改革に関する3党合意を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために成立した3つの法律を指すものでございます。

一つは子ども・子育て支援法、支援法と呼びますが、認定こども園、幼稚園及び保育所等において、教育・保育を受ける場合の支給認定、子どものための教育保育給付等について定めるものでございます。

それから2つ目の法律は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律ということで、認定こども園改正法と言いますけれども、幼保連携型認定こども園の認可の根拠を置き、学校であると同時に児童福祉施設として実施する教育・保育の内容や施設運営基準等の整備を行うなど、認定こども園制度の改善を図る改正とするものでございます。

3つ目の法律は、それぞれ関係法律の整備等に関する法律で、先ほど御説明した2つの法律の施行に伴い、関係法令の規定整備となつてございます地教行法の一部改正となつてございます。

それでは、順次議案を御説明いたしますが、まず、臨時会の議案概要をごらんください。

第1回教育委員会臨時会議案概要でございます。第2号議案、新宿区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見についてでございます。

区長が、教育の事務に関して管理、執行することを規定したものを条例改正するというこ

とで、意見が教育委員会に求められているものでございます。

概要のところになります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するものでございますが、冒頭申し上げました教育委員会制度改革による法改正に伴って、内容は変わりませんが、条文の番号が変わったことから、対応するために規定整備するものでございます。

改正内容の第24条の2が第23条になったために、その引用箇所を改めるもので、施行期日は27年4月1日でございます。

第2号議案のほうをごらんいただきまして、もう1枚おめくりいただきますと、新旧対照表、新宿区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例新旧対照表でございまして、左側が改正後、右側が現行ということで、それぞれ下線部のところが変更になったものでございます。

議案のほうに1枚お戻りいただきますと、提案理由でございます。新宿区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

次に、第3号議案の御説明になりますが、議案概要をごらんください。

新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例（案）に関する意見についてでございます。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正及び子ども・子育て支援法の施行に伴い、所要の改正を行うものでございますが、こちらの現行で、幼保連携型認定こども園は、幼稚園、学校と保育所、児童福祉施設という別の組織が一体的に設置されているものでございますが、新制度では、学校であると同時に、児童福祉施設の性質も有する単一の施設とされることから、従来、幼稚園の規定を準用していたようなものがございますが、区長部局で新たに整備するものということで、教育委員会に意見が求められているといったものでございます。

その教育に関する部分として、改正内容1として、幼保連携型こども園に関する規定の整備でございまして、認定こども園法の改正により、幼保連携型認定こども園における保育・教育の目標等が新たに規定されたことに伴い、規定を整備するもの。また、2として、保育・教育の種類に関する規定の整備で、国の定める基準の改正を踏まえ、「短時間保育」を「1号認定利用」に、「長時間保育」を「2号・3号認定利用」にそれぞれ改めるもの。また、3点目には、中時間保育の整理で、中時間保育について、1号認定利用に係る保育・教育時間を超過する部分は預かり保育として整理することとし、中時間保育を保育・教

育の種類から削除するなどございます。

それから、4点目に、1号認定利用の保育料等に係る規定整備でございまして、別表第5の追加で、幼稚園条例の一部改正に準じ、1号認定利用の入園料及び保育料として、別表5を追加するなどとなっております。

裏面にまいりまして、(2)で第2子以降の負担軽減として、アとイとございまして、第2子が5割減額、第3子以降が無料と。その他、5については、保育に係る規定の部分でござらんいただければと思います。施行期日は、支援法の施行の日でございます。

第3号議案をおめくりいただきますと、新旧対照表がございまして。

新宿区立子ども園条例新旧対照表でございます。量がちょっと多くございますので、教育委員会に関連するところをお示しするといったところをしたいと思っております。

まず、関連するところでは、第1条の目的及び設置でございます。それから、第4条の事業に関するところで、(1)のところの部分になります。

それから裏面にまいりまして、第7条、保育・教育の種類、(1)に先ほど申し上げた1号認定利用といったところ、それから2として、保育・教育の教育が入っているもの、それから第8条、保育・教育の実施基準、それから1枚おめくりいただきまして、左側のほうになります。第13条までちょっと飛ばさせていただいて、預かり保育の実施に第1号認定利用入ってございます。それから第14条、給食の提供、それから右のほうにまいりまして、第16条の2、定期利用保育の実施、それからまた、おめくりいただきまして、右側のほう第23条までいきまして、入園料等の納付義務といったところから、25条の入園料等の減免の規定でございます。

それからまた、おめくりいただいて裏面になりますが、別表第5の別紙のとおりということで、追加となっているところでございます。

第3号議案の議案に戻っていただきまして、提案理由でございます。新宿区立子ども園条例の改正内容について、地域教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

それでは、また、議案の概要のほうに戻っていただきまして、第4号議案でございます。

新宿区地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく新宿区教育委員会の意見を聴くべき事務を定める規則に関する意見についてでございます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律による改正後

の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、教育委員会の意見を聴くべき事項に係る規則を制定するものでございます。

こちらは、現行では、公立幼保連携型認定こども園のうち、公立幼稚園に関する事務については教育委員会の所管であるとされていますが、新制度では、先ほども申し上げましたが、公立幼保連携認定こども園に関する事務は、教育に関するものも含め、全て区市町村長の所管とされます。

新制度において、公立幼保連携型認定こども園に関する事務は、区市町村長の所管とされますが、引き続き幼児教育の質を確保する観点から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会は公立幼保連携型認定こども園に対し、一定の関与を行うといったところでございますので、規則を定めて意見を聴くといったものでございます。

制定内容で具体的な内容でございますが、教育委員会の権限に関する事務と密接な関連を有し、意見を聴くものとして次の事項を定めるでございますが、1の新宿区立子ども園における教育課程に関する基本的事項の策定、また、2として幼保連携子ども園の設置及び廃止、また、3でその他、幼保連携子ども園に関する事務のうち、新宿区教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有すると認められるものでございます。

施行期日は、整備法の施行の日となっております。

第4号議案をごらんいただきまして、1枚おめくりいただきますと、こちらは制定でございます。新しく制定されるというもので、新宿区地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく新宿区教育委員会の意見を聴くべき事務を定める規則となっております。次のとおり、(1)から(3)まで、先ほど御説明した内容が記載されているものでございます。

提案理由については、議案のほうに戻っていただいて、新宿区教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく新宿区教育委員会の意見を聴くべき事務を定める規則の制定内容について、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第25条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

それでは、また、議案の概要のほうにお戻りいただきまして、第5号議案でございます新宿区立幼稚園条例の一部改正についてでございます。

こちら教育委員会の関係のものとなっております。子ども・子育て支援法の施行に伴い、所要の改正を行うものとなっております。

こちらは、支援法の制定によりまして、子どものための教育・保育給付として、幼稚園認

定こども園及び保育園を運用する保護者を対象とする施設型保育が導入されることになったことに伴いまして、教育・保育施設の利用者負担、保育料について国が政令で定める利用者負担の額を上限として、区市町村が定めることとなっておりまして、そのため、入園料及び保育料について国の基準を満たすよう、所要の改正を行うものでございます。

なお、保護者負担の徴収額については、実質変更はないものとしております。

改正内容でございます。支援法第27条第3項第2号の規定により、政令で定める額を限度として、利用者の負担額を区市町村が定めることとされたことから、当該負担額を次のように定めるといふことで、1として、入園料及び保育料に別表第2を追加するものでございまして、表のとおりとなっております。

また、第2の第2子以降の負担軽減、こちらも条例化しまして、正式に第2子、第3子以降、5割減額、無料といったものとなっております。

第5号議案のほうにまいりまして、1枚おめくりいただきますと、新旧対照表となっております。区立幼稚園条例の新旧対照表、第7条で、入園料等、別紙第2に定め、2で軽減規定を設けてございます。裏面がその別紙第2となっているところでございます。

提案理由につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い所要の改正を行う必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

では、また議案の概要のほうに戻っていただきまして、第6号議案、新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正についてでございます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律でございます。

こちら改正内容となっておりますが、認定こども園法改正によりまして、幼保連携型認定こども園の学校としての位置づけを持つことが明確化されました。それに伴いまして、整備法により、こども園に勤務する園医等については、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に規定する学校医として位置づけられることとなったものでございます。

改正内容、今申し上げたとおりの内容となっております。施行期日は整備法の施行の日となっております。議案のほうをごらんいただき、1枚おめくりいただきますと、新旧対照表でございます。それぞれ第1条の趣旨のところ幼保連携こども園の規定、また第2条の補償の実施の中でも、その幼保連携こども園の規定を定めるものでございます。

提案理由については、議案にありますとおり、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

つけ加えて、今申し上げた内容の中で、第2号、第3号、第4号については、提案理由のところで、それぞれ教育委員会の意見を述べるといったところでの根拠規定が異なっております。

まず、第2号及び第3号につきましては、第29条の規定ということで、こちらの規定は一般的に行われている地方公共団体の長、歳入歳出予算のうち、教育に関する事務に係る部分、その他、特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合において、教育委員会の意見を聴かなければならないといったものでございます。

また、第4号では、第25条の意見を述べるということで、第25条については、先ほど来申し上げている地方公共団体の長が幼保連携型認定こども園に関する事務については、規則を定めるものとして、その実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならないといった規定から意見を述べるといったものでございます。それぞれ条文の根拠規定が異なっているということで、追加をさせていただきます。

さらに、追加の説明で、議案の第3号から第6号までの施行期日でございますが、こちら支援法の施行というように表記されてございます。具体的には、政令で日付が決まっておりますので、決まった段階でその日に置きかえるといったところになりますので、御承知願えればと思います。

長時間になりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○羽原委員長 説明が終わりました。第2号議案について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第2号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 第2号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第3号議案について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

○松尾委員 条文の書きぶりに関することですが、この新旧対照表のところを見ますと、

初めのページの第4条(1)というものがありますが、これは現行のものは「保育の実施に関すること。」という書きぶりでしたが、改正案は「保育及び教育」、ここで切つてあります。ですから、このように変わっているわけですが、その一方、後のほうを見ますと、次のページの(3)(4)については、延長保育に関すること、預かり保育に関することというように、「関すること。」となっていて、丸がついています。(1)(2)の書きぶりと(3)(4)の書きぶりで違いがあるように見えるのですが、これはどのような意味合いがあるのでしょうか。

○子ども・子育て支援新制度担当副参事 今御質問がございました第4条の第4号までの規定の文言の使い方というところでございます。

第4条、現行のものにつきましては、第1号と第2号、それぞれ児童福祉法と学校教育法に関する保育及びその教育ということで総括をしておりましたけれども、新しい改正後のところでは、新しい認定こども園法に基づく保育、教育に加えて、それら以外の、いわゆる特別保育と言われているようなものですが、延長保育あるいは預かり保育といったものを分けて規定したという、そういった趣旨でございます。

○松尾委員 いや、そういうことを質問しているのではなくて、この文言上の、例えば第4条の(1)というのは、現行では、「保育の実施に関すること。」となっていたものが、「保育及び教育」といって、切つてあるわけです。(2)についても、「次に掲げる保育及び教育」となっていて、つまり保育及び教育ということで、そこで限定しているように見えるわけです。改正前のものは「関すること。」ということで、ざっと読みますと、広く捉えているようにも見えるわけです。

一方、(3)(4)については、どちらも「関すること。」として、その部分に関する変化はないように見えるわけです。ですから、そのあたりは何か意味合いがあるのかなと思って、お伺いした次第ですが。

○子ども・子育て支援新制度担当副参事 ここは、たしかに文言は変わっていますが、内容を狭めてはおらず、本質的には同じ内容でございます。

○松尾委員 そうしますと、特段の意味合いはなく、文言整理の中でこういう形をとったということでしょうか。

○子ども・子育て支援新制度担当副参事 そのとおりでございます。

○松尾委員 わかりました。ありがとうございます。

○菊池委員 今のことに少し関連するのかもしれないのですが、整理をされたということで、

保育の教育の種類の名称に関する変更ですけれども、短時間保育の次に中時間保育というのがあったのを、中時間というのは午後4時半までのものをやめて、短時間保育にして、残りの分を預かり保育と呼ぶと。そして、長時間保育は2号、3号にすると。ちょっとわかりにくいような気がするのですが。

預かり保育という言葉がそこに突然出てくるというか、その名称の振り方というか、その真意というか、長時間というのは夜の7時半までですかね。月曜から金曜日のものと月曜日から土曜日のものがあるということで、2号と3号があるのでしょうか。その辺を教えてください。

○子ども・子育て支援新制度担当副参事 今の御質問、現在の短時間、中時間、それから長時間というところの体系が1号、2号、3号認定利用という言葉に変わることについての御質問でございます。

まず一つは、給付制度が導入されたというところで、この1号、今で言えば幼稚園や子ども園の幼稚園機能部分を利用する3歳から5歳までのお子さんのところですね。2号、3号それぞれが一つの給付の体系として、制度の中では整理がされたところでございます。ですので、それにあわせて、子ども園で実施する保育及び教育についても、短時間と中時間をまず統一すると。それから長時間のⅠ型、Ⅱ型をそれぞれ統一するという考え方がまず一つございます。

それから、長時間のところにつきましては、Ⅰ型とⅡ型ということで、今委員がおっしゃったように、土曜日の利用の有無に応じて分けられているわけですが、この点につきましては、新しい制度のもとで保育の必要量に応じて保育を利用するという考え方のもと、特に曜日に関係ないと。例えば休日に利用する場合でも、それに対する負担を新たに求めないという国の考え方が示されております。そういったことも一つの考え方としてございます。

さらに、この2号、3号の部分につきましては、いわゆる基本開所時間の11時間に対応する保育標準時間というものと、それからその中の8時間の上限として利用する保育短時間認定という2つの区分がさらに設けられたところでございます。この短時間というのが、今使われている幼稚園機能としての短時間というところとは非常に紛らわしいものですから、この短時間という言葉を何かに置きかえていかなければならないというところございました。

法令の中では、教育時間相当利用とか教育及び保育時間相当利用といったような非常に長い言葉が使われておまして、これを実際に運用していく中では、略しようもありませんし、非常に使いにくいというところで、そういった今申し上げたような考え方に基づいて、1号

認定利用、2号認定利用、3号認定利用というような言い方に改めようとしているところでございます。

○羽原委員長 よろしいですか。

本法に基づいているから、それはある程度やむを得ない。

○菊池委員 御説明いただいたので、わかる方にはわかったかと思えます。給付制度に合わせてということが大きいのでしょうか。

○子ども・子育て支援新制度担当副参事 はい。給付制度に合わせてまずは統一をしたというところと、あわせて、その法令で使われている用語をそのまま使うと、余りにも長く、実際に使用する場面においては煩雑になるというところで、それがちょうどその認定の区分と対応しているものですから、その用語で置きかえたというところでございます。

また、預かり保育は、現在幼稚園等で行われている、実際に教育の標準的な時間を超えて行われるところでは使われているものでございますので。

○菊池委員 ありがとうございます。

○羽原委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第3号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 第3号議案は、原案のとおり決定いたしました。

お願いを1つつけ加えたいと思いますが、条文はいいのですが、実態としてこの狙いどおりにプラスが得られるのか、マイナス面が若干出るのか、その辺について、新学期が始まってからどういう実態になっているか、これはぜひ5月でも6月でも、教育委員会のほうに御説明いただければありがたいと思います。

よろしいですか。

○子ども・子育て支援新制度担当副参事 そのように報告申し上げたいと思います。

○羽原委員長 よろしく申し上げます。

次に、第4号議案について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

〔発言する者なし〕

○羽原委員長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第4号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 第4号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第5号議案について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

特にございませんか。

[発言する者なし]

○羽原委員長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第5号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 第5号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第6号議案について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

○松尾委員 これは、現行のものは新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関するもので、それが改正後には、第1条のところで、括弧書きで新宿区立子ども園を含むというのが追加されているわけですが、表面的に見ますと、幼稚園はないように見えるのですが、幼稚園の扱いはどのようになるのでしょうか。

○学校運営課長 幼稚園医等の公務災害補償に関するものはどこで扱うかということでありまして、そもそも幼稚園の公務災害補償につきましては、もともとは東京都で行っておりまして、それが平成14年に特別区の共同事務として移管されております。したがって、幼稚園医の公務災害補償事務につきましては、特別区の人事・厚生事務組合で共同処理しているということで、特別区の条例で処理されている次第でございます。

○松尾委員 わかりました。ありがとうございます。

○羽原委員長 ほかにございませんか。

第6号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 第6号議案は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、第7号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第7号議案 平成26年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について、御説明いたします。

区では、区の施策及び事業がその目的に即して、効果的・効率的に展開され実施されているか否かを客観的に評価し、結果を区の政策形成の基礎とすることを目的として、行政評価をこれまでも実施してございます。

評価は、各部の経営会議からなる評価員が実施する内部評価と外部評価委員会が実施する外部評価とからなっております。

区長は、内部評価、外部評価の結果及び、それぞれに対する区民の方々からの御意見も踏まえて、行政委員会との意見調整後、総合判断を行い、予算編成等に反映することとしてございます。

ここでは、内部評価・外部評価に対する教育委員会としての総合判断等について審議いただくものでございます。

それでは、まず、議案の後に1枚添付してございます事業一覧をごらんいただければと思います。こちらが今年度評価対象となっている教育委員会の事業でございまして、計画事業が13、経常事業が17となっております。事業名の隣に所管課を記載し、また、今年度外部評価の対象となっている事業については、丸をつけてございます。

なお、この事業番号によりまして、こちらの緑の内部評価実施結果報告書1と2と計画事業と経常事業と分かれています。そちらに事業名で附箋が張ってございますが、突合した番号となっておりますので、内部評価等、御参照いただければと思います。

○羽原委員長 その前に、内部評価は大体わかりますが、外部評価は誰がどういう形でされているかという、基本的なことを御説明ください。

○教育調整課長 外部評価委員会の経緯や目的でございますが、総合計画の施策、第一次実行計画や補助事業の評価、そういった経常事業も含めて、その計画事業の評価を当初してございましたが、その後、経常事業も入って、外部評価委員の行政評価の区内で行う内部評価の客観性や透明性、そういったところを高めるために、区民の行政評価に対する参画の機会といったものも確保していくことを目的として、外部評価委員会が設置されてございます。外部評価を実施し、その評価の結果を区長に報告するものといったものでございます。

外部評価委員会の構成といたしましては、15名で構成されていまして、学識経験者が3名、公募による区民が6名、区内各種団体の構成員が6名といった状況でございます。

それでは、後ほどお手元に資料をコピーして配りたいと思います。

引き続き、御説明させていただきます。1ページをごらんください。

まず、評価の見方として、上の部分でございますが、上段が内部評価の結果、下段が外部評価の結果となっているところでございます。内部評価については、各視点において所管の評価ですけれども、外部評価については、その視点ごとの内部評価に対する外部評価の方の評価となっているところでございます。外部評価が実施されている場合は、内部評価を「適当である」とした外部評価の理由、また、「適当でない」とした場合には、その外部評価の理由と、また教育委員会の対応等記載しているものでございます。ここでは、内部評価に対し

て「適当でない」という外部評価委員の方が評価したものに対して、教育委員会の判断、対応といったところをピックアップして御説明をさせていただきます。

まず、1ページの学校の教育力の向上でございます。

外部評価としては、適切な目標設定、目的の達成度、総合評価が「適当でない」といったものでございます。

適切な目標設定について、現在の目標では、学校の教育力が向上したのかを、どのように測ることができるのか、内部評価からは読み取ることができないといった御指摘。

それから、学校の教育力の向上の達成度を評価するときの視点や根拠を明らかにしてほしいといった指摘に対して、教育委員会の対応としては、児童・生徒や保護者へのアンケート結果などを活用するほか、第三者評価の見直しを行い、第三次実行計画に今新たに指標等検討していくといったところでございます。

それから、目的の達成度についての御指摘でございます。内部評価は、実施内容を記載しているだけで、どのように述べたかを読み取ることができないといったところでございます。

また、「全校が学校の主体性や地域の実態・特色をいかした創意工夫ある教育活動の実践を行い、その充実を図っており」とあるが、どのようなことを実施し、どのような教育効果があったのかわからない。

それから、裏面のほうにまいります、適切な目標設定」と合わせて見直しを行い、事業の目的に即した評価ができるよう検討してほしいとのことでございます。

教育委員会の対応といたしましては、子どもの成長はさまざまな働きかけによるものであり、本事業のどのような取り組みにより伸ばすことができたのかといったことを明らかにすることが非常に難しい状況です、といったことを前置きしながら、今後、できる限り事業の目的に沿った目標を設定し、学校の教育力向上の達成度を示すように工夫していく。そして、学校の主体性を確保し、地域と連携のもとに組織が継続できる適切な目標設定について研究し、各校の取り組みをしていきますといった対応でございます。

総合評価といたしましては、外部委員からは、教育力が向上し、その結果、児童・生徒にどのような効果があったのかといったところでございますが、対応としては、今後、新たな学校評価の結果等を踏まえて、先ほど申し上げたような形で、評価に活用することを検討していきますとしております。

2ページの下教育委員会の総合判断になりますが、個別の事業による教育の効果を明示することは難しいことですが、教育サービスの受益者である児童・生徒や保護者へのアンケ

ート、そういったものを一つ指標にするように工夫をしていく。それから、学校の内部評価である自己評価や学校関係者評価及び外部評価で第三者評価の学校評価アンケートの項目の中から、事業目的との関連を考慮しながら、評価のあり方について見直しをしていきますといった総合判断でございます。

次に、適当でないとの評価があったところにつきましては、12ページまで飛びまして、経常事業の教育センターの運営でございます。

こちらは、上の表組みで、外部評価で適当でないとした部分は、総合評価の部分になります。総合評価の記載で、外部委員からは、教育センターの役割に対し、内部評価の中では、具体的な課題や方向性が見えない。教育センターの役割を踏まえた調査・研究の主題や内容、方法等が示されていない。教育センターの運営が元教育管理職等によって支えられていることによる課題が示されていること等を勘案すると、今後改善が必要であるとの認識が示されるべきではないかといった御指摘への対応につきましては、教育センターの運営においては、区立学校が単独で行うことができない教育相談、またことばの教室、つくし教室といった各事業を区立学校と連携して行っているものでございます。

そうした取り組みをしっかりと周知していくために、教育センターのホームページ等周知に努め、また、教育相談や不登校対策などの調査・研究等の内容についても示していきたい。事業を安定して継続していくために、教育研究調査員等の非常勤職員の採用人数、または事業の見直し等も検討していきたいといったものでございまして、教育委員会の総合判断では、年度によって非常勤の変動があるといったところもありまして、事業の安定、継続といったところが課題であり、事業の見直し等も含めて検討していくといったものでございます。

最後に、適当でないとの評価であった事業については、17ページをごらんください。

女神湖高原学園の管理運営でございます。外部評価では、目的又は実績の評価のところでも適当でないとの御指摘を受けてございます。

子どもたちや区民に対して、どのような校外活動又は生涯学習活動を提供したいのか、ポリシーが見えない。場所ありきの考え方になっていないかといった御指摘でございます。

区立学校全校が安全かつ安定的な校外教育活動を行うことができるために、施設設置の目的は達成しています。また一方で、活動場所が限定されているという側面もあることから、中長期的にその活用を検討するなど、学校の需要の変化に柔軟に対応していくということでございます。

教育委員会の総合判断といたしまして、今後の校外活動施設、また区民利用施設として、

学校棟と区民棟が一体的になっている施設の特性を踏まえ、より効果的・効率的な管理運営手法、施設運営のあり方などについて、総合的に検討していきますといったところでの判断といったものでございます。

最後になりますが、提案理由については、平成26年度内部評価及び外部評価の実施結果を踏まえた教育委員会の総合判断を行うためでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○羽原委員長 説明は終わりました。

第7号議案について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

○今野委員 計画事業の14について、目標設定とか達成度の状況、総合評価で、外部委員からは適当でないという厳しい御評価をいただいたわけですが、実際には教育の成果をきちんとはかるというのはなかなか難しいことであるので、実際に事業をする側からすると、厳しい評価だなというふうにも思うわけですが、しかし、一般の方々からそういう評価があるというので、我々の実施している今の内容についても、計画の段階から少し、次回の計画のときには見直して、より一層の理解が得られるような目標設定、達成度の評価などをしなければいけないなというふうに思いました。

教育の場合には、生きる力の育成とか、すごく大きなものをそのまま目標に掲げてしまうと、達成されたかどうかというのは、もうほとんど評価ができないということになりますので、大きな目標とそれを達成するための少し小さな目標を区分けして提示する必要があるし、そのときにはなるべく達成できたかどうか分かるような指標もあわせて考えていく必要があるだろうと思います。

ただし、余り数値化ができるような指標だけを考えていきますと、本来の成果を判断するには外れたところで評価してしまうという結果にもなりかねないので、その点は注意しなければいけないと思います。

教育委員会の対応で、可能な限りわかりやすく数値化をしますというふうに一応は書いてありますけれども、余りそれにとらわれてもいけないのかなという感じがします。

いずれにしても、次回になるんでしょうけれども、もう少し、目標設定の段階から具体的な評価がやりやすいようなやり方をよく考えていかなければ、難しい課題ですけれども、やらなければいけないかなというように思いをいたしましたのが1点でございます。

それから、少し細かいことですが、7ページの24番、図書館関係のことで、意見のほうで、レファレンスというなじみの薄い言葉を使用しても、みんなわかっていないのでは

ないかというような、もっと易しい言葉でというような意見があるのですが、7ページの上のほう、これは教育委員会の対応のほうですけれども、レファレンス・サービスやパスファインダーを充実しますと。難しい言葉はやめてよとされているのに、括弧書きで意味が書いてありますけれども、またあえてそういう言葉をプラスしているので、この辺は、回答なので、そういう言葉を使わないで説明できたら一番いいのかなと思いました。

○羽原委員長 いかがですか。

○教育指導課長 この評価が計画事業の手段と成果・効果を明らかにするということでスタートしています。

今回、計画事業として示しているのが「学校の教育力の向上」という大きな事業であり、その中身、目的は「生きる力を伸ばす」であるとか「特色ある教育活動を推進する」というものになっています。

私どもも教育の効果がAの事業をしたから即Bの効果につながったというものではないことはわかっておりますので、今後、一層具体的な、区民目線でもわかりやすい目標設定になるように工夫をしてみたいと思います。

○中央図書館長 ただいまのレファレンス・サービス、パスファインダーの言葉使いでございます。

確かに、御指摘のように、ここに注釈を入れてございますが、この文言そのものは今この時点で修正するというのは難しいところでありますけれども、現に図書館のいろいろな利用案内とかそういったものも全て見直してございまして、そういった取り組みを通じて、よりわかりやすい御説明に今後とも努めていきたいというふうに考えてございます。

○羽原委員長 発言されているのは、この外部評価の第2部会の方だけですか、

○教育調整課長 そのとおりでございます。

○羽原委員長 僕は、これを読んでみて、今野委員も言われたように、教育というものを余り数量化しようとし過ぎると、あるいは目的設定のときに数量的に示してそれに近づけるというようなことが余り過度にいくと、相対的な教育目標にかなってこない。外部評価の委員がおっしゃったことは大事けれども、そこの大筋を間違えてほしくないなと思っています。

それで、この外部委員の教育についての見識というものがどういうものかわかりませんが、形式だけで処分してはいけないが、必ずしも妥当と言えないような表現もあろうかと思うのです。その辺をぜひ大きな意味での教育という、抽象的な意味での教育という観点を余り具体性・数量性を持たすように進めない一面をぜひ教育指導課のほうは持っていただきたいと

思っております。余りわかりやすいという数量を示すようなことがいいとばかりは言えないと思っております。外部委員の言ったことを尊重しなければいけないということはわかるが、余り言語的に受け取らないで、信念を持って教育に当たっていただきたいと、全体の印象として思っております。

例えば、阿波踊りとか金管バンドとか、内藤トウガラシとか早稲田ミョウガとか、いろいろそれは確かに知識に根差したものがあってやっていることもあります。やはりそれなりに子どもたちが受け入れて、それなりの、技量もそうですが、結束があったり喜びがあたり、そういうものは僕は教育の範疇だと思うんです。地域ということでこだわると、余り何もないところに無理やりつくるということもできないし。

ですから、もう一つの印象としては、少し説明が不十分なのではないかなと。つまり、余り教育現場がわからなくても物を言う、それを文字化して外部評価だとする。そうではなくて、やはりもっとわかりやすい説明をして納得を取りつける。御無理、ごもつともにならないような対応の仕方、説明の仕方。一定の時間しかないのですが、できるだけ教育現場の姿というものを知らせた上で外部評価というものに結びつけていただきたい。これは個人的な意見であります。ぜひ申し上げておきます。

○**教育指導課長** 確かに、教育の効果の中には目に見えやすい部分と目に見えにくい部分があると思っております。例えば今御指摘いただいたような阿波踊りという地域の活動においても、表面的なことだけ見ると、やったかやらないかになります。そこに至るまでに先生の努力、そして保護者・地域の協力というものが必ずあるはずなのです。そういう部分にも私たちはきちんと目を向けて学校のことを評価していきたいと思っております。そういった目に見えにくい部分があるということを、次回ヒアリングのときにはしっかりとお伝えしていきたいと思っております。

○**松尾委員** 同じことばかりで大変恐縮ですけれども、私からもこの計画事業14番について、その内部評価を「適当でない」と評価した理由のところ、第2段落の平成24年度教育委員会の総合判断で示された「事業目的の明確化を図り具体的な指標を示す」ことができているとはいえ、適当とは評価できないとあるわけですね。そうしますと、この外部評価委員会としては、適当でないとは評価した理由の大きな部分として、平成24年度の総合判断と比較してという部分があるかと思うのです。

これは教育委員会の対応、右側のほうにも「事業目的の明確化を図り具体的な指標を示す」についても、次のように改善を図っていきますと書かれておりますが、ここの部分です

けれども、平成24年度の総合判断での意図したところというのが、今おわかりでしたら御説明いただけますでしょうか。

○**教育指導課長** 少しページをおめくりいただきまして、2ページの内部評価を「適当である」と評価したうえでの外部評価委員会の意見というところに、こんなふうに書かれています。「全体に『平成24年度内部評価と外部評価を踏まえた区の見直し』において、本事業の前身である第一次実行計画事業14『確かな学力の育成』及び15『特色ある教育活動の推進』に示した」云々でございます。

この「学校の教育力の向上」という計画事業にしたのが、この平成24年度以降で、それまで「確かな学力の育成」と「特色ある教育活動の推進」と2つの計画事業に分かれていました。これを一本化して目的を明確にするということで、学校の教育力の向上という事業にまとめたということです。

それらの事業の目的を一層明確化して具体的な指標を示すということが、今回十分にできてなかったという指摘がありましたので、次回評価するときには、これまで行ってきておりました学校評価について、児童・保護者アンケート、これらの項目をさらに見直しを図っておりますし、また、第三者評価を実施していますので、その第三者評価をうまく工夫して、新たな成果指標を今後設定していきたいというふうに考えているところです。

○**松尾委員** 背景はわかりました。

この具体的な指標を示すと、平成24年度に総合判断で書かれた点については、その具体的な指標としてはどのようなものを当時想定していたのでしょうか。

○**教育指導課長** 現在の目標設定の指標を申し上げますと、教育課題研究校やモデル校の発表会に参加した教員の人数、つまりどのぐらいの割合、発表会に参加したかということとか、あるいは学校評価の中で組織マネジメントにつながるような学校評価を実施している学校数。資料はお手元の資料の薄いほうの附箋14の部分です。

それから3番目の成果指標といたしまして、児童・生徒・保護者アンケートの中の学校における教育活動の理解度、それから第三者評価の状況、その中で特色ある教育活動が実践されているという評価をされた学校の割合、これらを成果指標として本年度まで取り組んできたところです。

○**松尾委員** できる範囲で具体的な指標を挙げて取り組んでいるようには感じられるところですが、外部評価としては十分でないという御意見であったように思います。

私の意見を申し上げますと、教育の効果というのは、実際効果が上がったかというのは、

必ずしも短期的にはわからない。小学校のときに学んだことが実際に役に立つのは、ずっと先かもしれないし、もし小学校の教育が本当にうまくいったとしたら、学んだことというのはもう本当に自然に身についてしまって、それを小学校で学んだという事実すら忘れてしまって、もう本当に体の一部、空気のようなそんな存在になってしまうかもしれない。それはうまくいけばいくほど、そうなる気がします。

ですから、教育がよかったというように評価してくださいと言われても、よかったがために意識されない。そういうことは幾らでもあると思うのです。ですから、そういった評価というのは、しっかりそういったものを、まず一つには時間がかかるので、その小学校のときの成果が上がるのはもっと先だから、もう何年、10年あるいは20年後に評価すべき部分もあるのではないかと。もし評価しろというのであれば、10年、20年たたないと評価できないようなこともあるのではないかと、そういう可能性ですね。

それからもう1点は、実際に評価できるのかという点で、教育がうまくいったために、もう意識すらされなくなってしまうようなものについては意識できないので、それは自分で評価しようにも評価しようがないこともあるのではないかと思うということです。

それについては、例えば児童・保護者の御意見はもちろん参考にした上で、やはりそれなりに経験のある専門家の目から見た評価というものがそういう場合には有効かなという気がいたします。この評価というのは、実際に税金を使って行われる事業でありますから、それが適正に使われているかどうかということをしっかりチェックしていくということは大切なことですので、それをなおざりにはできませんが、かといって、本当のところは今申し上げたようにその短期的な評価、また具体的な指標で数値的に評価するというのは非常に難しいという面があります。先ほどほかの委員、また委員長からもお話があったとおりで、全くそのとおりだと思います。

ですから、どうしていったらよいかという、例えば申し上げたことも含めて今後どうしていくのがよいかという点については、また改めて議論をして、理解を深めて次につなげていくのがよいのではないかとこのように思います。

○**教育指導課長** 松尾委員御指摘のとおり、教育の成果というのは長く時間が経って見えてくるものも少なくありません。この計画事業評価シートというのは、事業としての評価を求められているものです。一方、同時に、これをイコール教育の成果というふうに見誤ってはいけないなという思いです。

ただ、成果指標の設定であるとか、あるいは目標設定の部分でもう少しわかりやすくとい

う御指摘をいただいておりますので、そういった部分については、区民の目線でわかりやすくする努力はしていきたいと思っています。

○松尾委員 余り抽象的に評価が難しいということを申し上げても、それはちょっとわかりづらい面があるかと思いますが、教育のどういう部分についてはどういう理由で評価が難しいのかというところも、御説明できる部分については説明していただくと理解が深まるのではないかと、今感じた次第です。

○教育指導課長 最も例としてわかりやすいのは、どこまで人格が完成されたかとか、あるいはどこまで心が成長したかというのは、一般的には物差しのようなものではかることは難しいと言えるかと思います。

一方、わかりやすい成果指標としては、児童・生徒のアンケートの結果で「授業がわかりやすいか」という部分については、率直に児童・生徒の反応や保護者のアンケート調査の結果などは、数字として見えやすい評価になるのではないかと考えています。

○松尾委員 わかりました。よろしくお願いします。

○今野委員 学校の教育力の向上というのは、我々の仕事の大きな目標で、ふだんそれで仕事をやっているわけですがけれども、こういう事業評価のときにそういう目的をそのまま出してしまうと、評価のしようがない。しかし、これに合わせるような形で今まで何とか数字も効果が出るようにというふうなことで、合わせながらやってきたけれど、実際にはすごく乖離があるということが、課長のさっきの話もありましたけれど、だんだんはつきりしてきましたので、こういう全体の仕組みの中に入るときに目標設定をよく考えないと、場合によってはとても小さかったり、それから、さっきから出ていますようにアウトカムでの評価というのは、一般にはそれが求められるのですが、特に教育の場合は難しいので、むしろアウトプットレベルでどういう事業を着実にできたかというところを目標設定に強く掲げるようなことも一つの方策かとも思いますし、それから、アウトカムにかかわるようなところでも、数字でというのは非常に難しいし、無理にやると、趣旨が離れていってしまうこともありますので、工夫しながら質的な記述で、それに代えていくとかということもこれから必要になる。ですから、どういうスタンスでこの評価の仕組みに入っていくのか、戦略的に考えてやっていく必要が多分あるだろうと思います。

○羽原委員長 この学力の教育力の向上とか、僕は必ずしも内部・外部評価の対象としてはなじまないと思うのです。なじまないものをどこでテーマを設定して、どういうふうに持ちかけているのが実態がわからないので、一概に何とも言えないのですが、この中で数量的に

理解できるようなもの、例えば図書館などはある程度の数字があるのでわかりやすいところもあるが、ほかの区長部局などの評価とは、ちょっと違う性格がある。ここのところを、評価の進め方を、もう少し総体として考えてもらうほうがいいのではないかと思います。

教育力の向上とかというものについて意見を述べてもらうのはいい。ただし、「適当である」とか「適当でない」とかという文言にくくりつけるというようなことは、ちょっと違うのではないかなと思います。もっと抽象的にこういう点はどうではないかというような問題提起、それはいいと思うのですが、ほかの部門と同じように枠にはめ込んで云々ということ自体に若干の無理があるのではないかなと思います。ぜひこの評価をすること自体、進め方についての議論を役所としてもやっておくべきではないかと思います。

○次長 本質的なところでの御意見を頂戴いたしました。

私も教育としての本質的な部分を評価するというのは、本来相当難しい話で、それこそ短期的な評価というのはなじまない。もともと私どもはそういった本質的なところを軸にやらせていただいているわけで、そこをどう切り取ってどう見せていくかというようなところを相当戦略的にやらなければいけないというのは、今回のことをきっかけとして、反省点の一つだろうとは思っています。

そういった意味で、今後、新たな計画づくりの際には、その事業としての見せ方、目的の語り方ですとかは、最終的には評価があるということを踏まえて、相当綿密な設計をしながらやりたいというように思います。

また、今御指摘いただいた外部評価への書き方などのところにつきましては、私どもなりの考え方、意向というのは、担当部署のほうには返していきたいとは思いますが、それによって大きくやり方が今すぐ変えられるというのはなかなか難しいところもあるかと思っておりますので、当面のところは十分に私どもの考え方なり、それぞれの事業の本質的なところの説明を、機会を捉えて重ねながらやらせていただくというようなところで当面は対応させていただきたいと思っておりますが、本質的なところは、今委員長からいただいたところを踏まえて取り組んでまいりたいと考えております。

○羽原委員長 わかりました。

ほかにございませぬか。

〔発言する者なし〕

○羽原委員長 それでは、討論及び質疑を終了します。

第7号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 第7号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事を終了いたします。

次に、本日の日程では予定されている報告事項はありませんが、事務局から何かございますか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○羽原委員長 以上で本日の教育委員会を閉会いたします。

午後 4時24分閉会